

広島空港アクセス宮島路線利用促進業務仕様書

本仕様書は、広島空港振興協議会（以下「協議会」という。）が「広島空港アクセス宮島路線利用促進業務」の受託者を公募するに当たり、基本的事項について定めるものである。

1 業務の目的

本業務は、広島空港と宮島口を結ぶ新たな広島空港アクセス路線（以下「宮島路線」という。）の運行実証実験※1（令和5年12月1日より1年間）の実施に当たり、宮島路線の広報・広告やプロモーション等を展開し、県内外における宮島路線の認知度向上と利用促進を図る。

※1) 運行実証実験の詳細は「広島空港アクセス路線（宮島路線）運行実証実験業務仕様書」のとおり

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/akusesu-kakujyuu-miyajima-boshu.html>

2 事業予算額

10,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

3 業務の期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

4 業務の内容

(1) K P I

宮島路線の利用者数：8.5人／便※2

※2) 市場分析結果を踏まえた宮島路線の推計利用者数

(2) 取組方針

①課題分析

K P Iの達成に向けて、購買行動モデル（A I S A S）に基づき、ターゲットの特性を踏まえた上で、宮島路線における「注目・認知（A：Attention）」、「興味・関心（I：Interest）」、「検索（S：Search）」、「購入（A：Action）」、「共有（S：Share）」の各段階における課題を分析すること。

②目論見（仮説）

上記①の課題分析を踏まえ、K P I達成に向けた具体的な目論見（仮説）を立てた上で、目論見に基づく各取組について、時機を逸することなく、効果的かつ戦略的に実施すること。

③P D C A

目論見（仮説）に基づき、取組ごとにアウトプット指標を設定した上で、業務期間中も、定期的に各アウトプット指標を検証・分析することによりP D C Aサイクルを適切に回し、当初の目論見からの変調を具に発見し取組の早期改善につなげるなど、実効性を意識した業務マネジメントを徹底すること。

(3) 取組内容

①広報・広告

ターゲット		取組内容
目的 (目的地)	居住地	
観光 (宮島口)	首都圏	各ターゲットの特性を踏まえ、次の取組等を効果的に選択・組み合わせて、宮島路線の認知度向上に向けて実効性の高い広報・広告を実施する。 ① ポスター・チラシ (世帯・法人・集客施設・公共施設等) ② マスメディア (テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等) ③ インターネット (WEB・SNS) ④ 経路検索ソフト・アプリ ⑤ イベント ⑥ セールス (大企業等) 等
ビジネス (首都圏)	広島市西部・ 廿日市市 ※3	

②キャンペーン・プロモーション

ターゲット		取組内容
目的 (目的地)	居住地	
観光 (宮島口)	首都圏	各ターゲットの特性を踏まえ、次の取組等を効果的に選択・組み合わせて、宮島路線の利用促進に向けて実効性の高いキャンペーンやプロモーションを実施する。 ⑦ 運賃割引 (キャッシュバック) ⑧ クーポン付与 ⑨ プレゼント進呈 等
ビジネス (首都圏)	広島市西部・ 廿日市市 ※3	

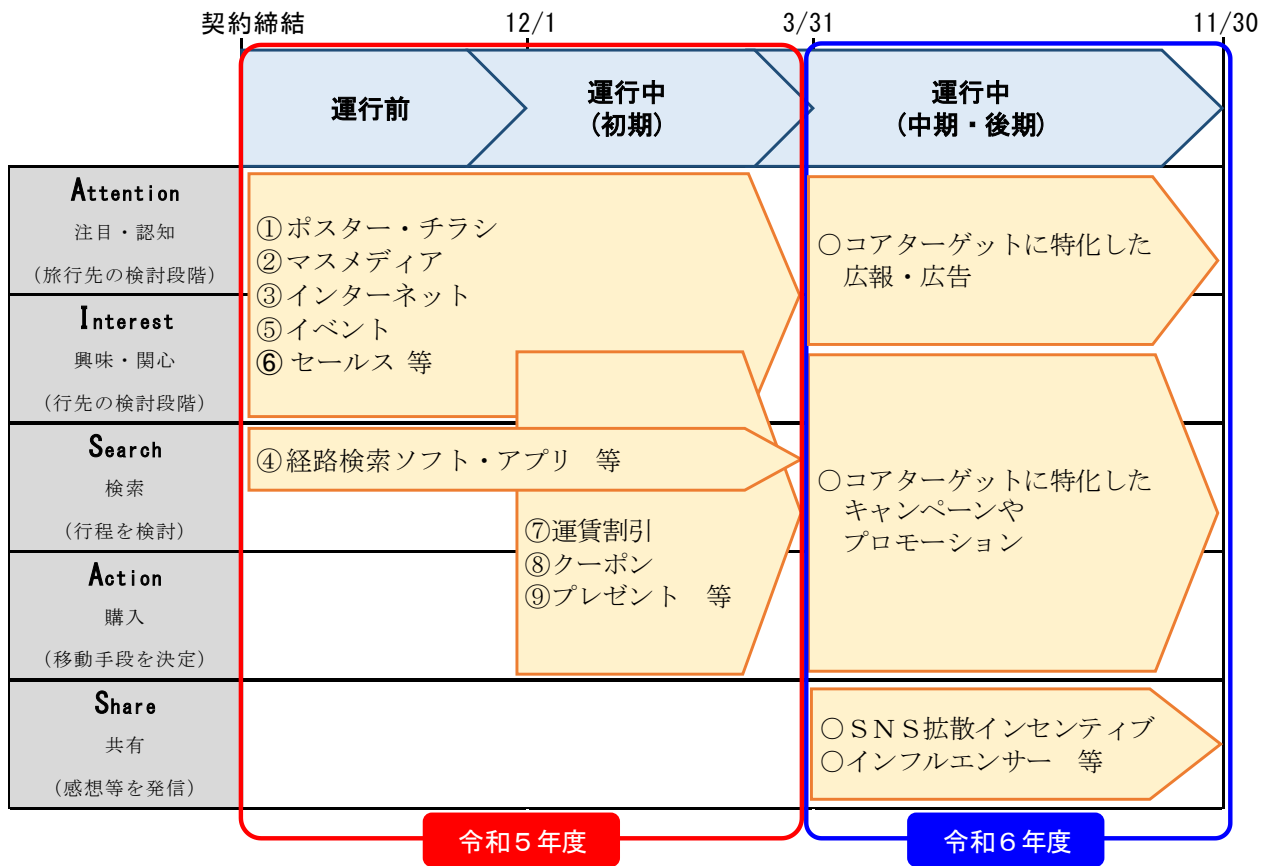
※3) 広島市西部・廿日市市エリアの詳細は「広島空港アクセス路線 (宮島路線) 運行実証実験業務仕様書」のとおり

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/101/akusesu-kakujyuu-miyajima-boshu.html>

③コアターゲット

宮島路線の認知度向上や利用促進に向けて、令和6年度における広報・広告やキャンペーン、プロモーション等をより効果的に展開するため、令和5年度の実績結果を検証・分析し、コアターゲットを明らかにする。

(4) 取組スケジュール



5 成果品及び提出期限

業務実施報告書（任意様式） 紙媒体及び電子データ〔提出期限：令和6年3月31日〕

6 契約に関する条件等

(1) 再委託

受託者は、協議会の承諾を得なければ、本業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。また、協議会により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して、本業務に係る一切の業務を順守させるものとする。

(2) 業務の履行に関する措置

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号。）を遵守しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権は、協議会に帰属するものとし、また協議会は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 貸与資料

協議会は、受託者の求めに応じて、提供が可能と認められる各種資料を受託者に貸与する。貸与・提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集するほか可能な方法で業務を進める。

受領した資料等は取り扱いに注意し、協議会の許可なく公表・使用はできないものとする。受託者は、業務終了後に貸与された資料を返却しなければならない。

7 留意事項

- (1) 受託者は、協議会と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 協議会は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに協議会に報告、協議を行い、その指示を受けること。